

亀山市消防団協力事業所表示制度実施要綱

平成19年4月5日

消防本部告示第2号

(目的)

第1条 この告示は、亀山市消防団の活動に積極的に協力している事業所その他の団体に対して、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(基準)

第2条 市長は、次に掲げる基準に該当する事業所その他の団体(以下「事業所等」という。)を亀山市消防団の活動に協力している事業所等として認定し、消防団協力事業所表示証(様式第1号。以下「表示証」という。)を交付するものとする。

- (1) 従業員等が亀山市消防団員として相当数入団していること。
- (2) 従業員等が亀山市消防団の活動に参加することに対し、勤務時間等について積極的に配慮していること。
- (3) 災害時に、事業所等が所有する資機材等を亀山市消防団に提供する等の協力をしていること。
- (4) その他地域の消防防災体制の充実強化に寄与している等、市長が特に優良と認めるものであること。

(表示証の交付申請等)

第3条 前条の規定による認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、消防団協力事業所表示申請書(様式第2号)を、市長に提出するものとする。

2 消防団長、自治会長等は、亀山市の消防団の活動に対して積極的に協力していると認められる事業所等がある場合は、前条の規定による認定及び表示証の交付について、市長に推薦することができる。

(表示証の交付)

第4条 市長は、前条に規定する申請又は推薦があった事業所等が第2条に規定する基準に適合すると認めたときは、亀山市消防団の活動に協力している事業所等として認定し、表示証を交付するものとする。

2 市長は、前項に規定するもののほか、第2条に規定する基準に適合すると認められる事業所等があるときは、亀山市消防団の活動に協力している事業所等として認定し、表示証を交付することができる。

3 市長は、前2項の規定により表示証を交付する場合において、事業所等が他の市町に所在するときは、その所在する市町の長と協議を行った上で、当該市町の長との連名で交付することができるものとする。

(表示証の表示等)

第5条 前条の規定により表示証を交付された事業所等(以下「協力事業所」という。)は、交付された表示証を、当該協力事業所の見やすい場所に表示するものとする。

2 協力事業所は、交付された表示証をパンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)により行う映像その他の広告において表示することができる。この場合においては、様式第1号に示す寸法を同率に拡大し、又は縮小して表示することができる。

(表示証交付整理簿の備付け)

第6条 市長は、表示証の交付に際して、消防団協力事業所表示証交付整理簿(様式第3号)を備え付け、協力事業所の名称、所在地、表示証の有効期間等を記録するものとする。

(表示証の有効期間等)

第7条 表示証の有効期間は、交付の日から2年又は第9条の規定による認定の取消しの日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証を交付された場合は、当該表示証の有効期間の満了の日までとする。

2 協力事業所は、表示証の有効期間が満了したときは、当該表示証を表示することができない。

(認定の更新)

第8条 市長は、協力事業所が前条第1項の有効期間の満了後においても引き続き第2条に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該協力事業所に継続の意思を確認した上で、認定を更新するものとする。

(認定の取消し等)

第9条 市長は、協力事業所が事業を廃止し、若しくは休止したとき、第2条に掲げる基準に適合しなくなったとき、若しくは偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けたとき、又は市長が協力事業所として適当でない事業所等であると認めたときは、認定を取り消すことができる。この場合において、市長は、認定を取り消した協力事業所に対し、認定を取り消した旨及びその理由を書面で通知するものとする。

2 協力事業所は、前項の規定により認定を取り消されたときは、速やかに、表示証を市長に返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第10条 市長は、協力事業所の名称、協力内容その他必要な事項について、市広報紙への掲載により公表するものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号(第2条、第5条関係)



備考

- 1 数字の単位は、ミリメートルとする。
- 2 色は、次の表のとおりとする。

		色 (CMYK 値による色指定)
①	地色(中央部)	青 (C : 50%、M5%、Y0%、K0%)
②	地色(上下部)	青 (C : 85%、M40%、Y25%、K12%)
③	表示マーク(面)	赤 (C : 0%、M95%、Y90%、K0%)
④	文字及び枠線	銀

- 3 材質はプラスチック等とし、厚みは6ミリメートル以上とする。

様式第 2 号(第 3 条関係)

消防団協力事業所表示申請書

年 月 日

亀山市長 様

事業所所在地
事業所名称
代表者
担当者
電 話

印

亀山市消防団協力事業所表示制度実施要綱第 3 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 協力内容(該当する項目に○印を付けてください。)

項目番号	○ 印	協 力 内 容
1		従業員等が、亀山市消防団員として相当数入団している。
2		従業員等が亀山市消防団の活動に参加することに対し、勤務時間等について積極的に配慮している。
3		災害時に、事業所の資機材等を亀山市消防団に提供する等の協力をしている。
4		地域の消防防災体制の充実強化に寄与している。 ()

2 従業員の消防団所属状況

従業員名	所属消防分団
	亀山市消防団 分団

3 添付資料

- (1) 会社案内・パンフレット等
- (2) 上記項目の協力内容が具体的に分かる書類
- (3) 再申請の場合は、表示証の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第3号(第6条関係)

消防団協力事業所表示証交付整理簿

交付 番号	事業所名	郵便番号	交付年月日	協力事項	担当市	併せて表示する市町名	
		所在地	現表示有効期間				
		担当・連絡先	更新回数				
1		〒 ー	年 月 日	□1 □2 □3 □4	亀山市 ()		□申請 □推薦 □その他
		年 月 日				
		回				
2		□1 □2 □3 □4	亀山市 ()		□申請 □推薦 □その他
					
					
3		□1 □2 □3 □4	亀山市 ()		□申請 □推薦 □その他
					
					
4		□1 □2 □3 □4	亀山市 ()		□申請 □推薦 □その他
					
					
5		□1 □2 □3 □4	亀山市 ()		□申請 □推薦 □その他
					
					